関係所属長　殿

免 許 発 第 ３ ９ 号
令和８年２月20日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

技能試験車の指定について（通達乙）

自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験（再試験のうち技能に関するもの及び運転することができる自動車の種類の限定の全部又は一部解除を受けるための審査を含む。以下「技能試験」という。）に使用する自動車（以下「技能試験車」という。）の指定については、「技能試験車の指定について（通達乙）」（平成29年２月28日免許発第46号。以下「旧通達乙」という。）に基づき運用しているところであるが、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第60号）の一部が施行され、中型自動車免許等に関し、ＡＴ免許（運転することができる自動車をＡＴ自動車（オートマチック・トランスミッションその他クラッチ操作を要しない構造がとられておりクラッチ操作装置を有しない自動車をいう。）に限る運転免許をいう。）が導入されることに伴い、技能試験車の指定について新たに下記のとおり定め、令和８年４月１日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

記

１　技能試験車の指定基準

技能試験車の指定基準は、別表第１の標準技能試験車指定基準に掲げるとおりとし、規則第24条第11項ただし書の規定による場合は、別表第２の特例技能試験車指定基準に適合する自動車を技能試験車として指定するものとする。

２　指定の申請

技能試験車の指定の申請は、当該指定を受けようとする者が免許センター長を経由して公安委員会に別記第１号様式の運転免許技能試験車指定申請書を提出して行うものとする。

３　技能試験車の指定

技能試験車の指定は、別記第２号様式の運転免許技能試験車指定書（以下「指定書」という。）を交付して行うものとする。また、免許センター長は、当該指定書を交付したときは、別記第３号様式の運転免許技能試験車指定台帳（以下「指定台帳」という。）に必要事項を記載し、その指定状況を明らかにしておかなければならない。

４　指定の解除

(1)　公安委員会は、指定書の交付を受けた者が、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、技能試験車の指定を解除するものとする。

ア　免許センター長を経由して公安委員会に別記第４号様式の運転免許技能試験車指定解除申請書を提出した場合

イ　１の基準に適合しなくなった場合

ウ　技能試験車としての必要な性能又は装置が不良となった場合

エ　アからウに掲げる場合のほか、技能試験車として指定を行う必要がなくなった場合

(2)　(1)の場合において、免許センター長は、当該者から指定書の返納を求めるとともに、その解除結果を指定台帳に記載するものとする。

5　経過措置

この通達乙の実施前に指定を受けた技能試験車は、この通達乙により指定を受けた技能試験車とみなす。

別表第１（１関係）

標準技能試験車指定基準

自動車等の種類	車体の大きさ等				装置
		長さ（メートル）	幅（メートル）	軸距（メートル）	
大型自動車	最大積載量10,000キログラム以上の大型自動車	11.00以上12.00以下	2.40以上2.50以下	6.90以上7.20以下	補助ブレーキを有するもので、３軸以上有するもの
中型自動車	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満の中型自動車	7.00以上8.00以下	2.25以上2.50以下	4.10以上4.40以下	
準中型自動車	最大積載量2,000キログラム以上4,500キログラム未満の準中型自動車で、前輪輪距が1.30メートル以上のもの	4.40以上4.90以下	1.69以上1.80以下	2.50以上2.80以下	
普通自動車	乗車定員５人以上の普通乗用車で、輪距が1.30メートル以上のもの	4.40以上4.90以下	1.69以上1.80以下	2.50以上2.80以下	
大型特殊自動車	車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの（カタピラを有する大型特殊自動車のみを運転しようとする者については、車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車）				
大型自動二輪	総排気量0.700リットル以上（当分の間、A				

車	Ｔ自動車の大型自動二輪車にあっては、総排気量0.600リットル以上）1.300リットル以下で、かつ、車両重量200キログラム以上の大型二輪車				
普通自動二輪車	総排気量0.300リットル以上、車両重量140キログラム以上の普通二輪車（小型自動二輪車にあっては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下のもの）				
牽引自動車	牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用される中型自動車で被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの				牽引車は四輪車の中型自動車（車両総重量11,000キログラム未満、第５輪荷重6,500キログラム未満、乗車定員29人以下）に限る
バス型大型自動車	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10.00以上11.00以下	2.40以上2.50以下	5.15以上5.35以下	補助ブレーキを有するものであること
バス型中型自動車	令和６年改正規則附則第３条第６項に規定する乗車定員11人以上29人以下のＭＴ自動車のバス型の中型自動車	8.20以上9.30以下	2.25以上2.50以下	4.20以上4.40以下	

備考１　「令和６年改正規則」とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和６年内閣府令第60号）をいう。

２　公安委員会が提供した自動車を使用することが困難な場合に限り、公安委員会が指定した自動車を使用するものとする。

別表第２（１関係）

特例技能試験車指定基準

特別の必要がある場合	免許の種類	試験車	免許の限定
自衛官が自衛隊用自動車を運転するため免許の申請があった場合	大型免許及び大型仮免許	最大積載量6,000キログラム以上の大型自動車で長さ6.65メートル以上、幅が2.4メートル以上及び最遠軸距が4.4メートル以上の自衛隊用大型自動車 （注）コースについては中型コース基準によるものとする。また、立体障害物設置基準に定める屈折コースにおける立体障害物の設置位置は、コース側端から0.90メートルとすることができる。	大型自動車は自衛隊用自動車に限るものとする
	普通免許及び普通仮免許	最大積載量３／４トン以上の四輪の自動車	限定なし
	牽引免許	１　被牽引車で最大積載量2,000キログラム以上のものを牽引するための構造及び装置を有する四輪の大型自動車、中型自動車又は普通自動車（専ら牽引のために使用されるものを除く。）で牽引しているもの ２　最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車（牽引するための構造及び装置を有するものに限る。）で牽引しているもの	１　限定なし ２　カタピラを有する大型特殊自動車による牽引に限るものとする
大型特殊自動	大型特殊免許	車両総重量1,300キログラム以	大型特殊自

車のうち農耕作業用自動車のみを運転するため大型特殊免許の申請があった場合		上の車輪を有する農耕作業用自動車で20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの	動車は農耕作業自動車に限るものとする
大型特殊免許を有する者が農耕作業用自動車のみによって被牽引車を牽引して運転するため牽引免許の申請があった場合	牽引免許	最大積載量2,000キログラム以上の被牽引車を車両総重量1,500キログラム以上の車輪を有する農耕作業用自動車（被牽引車を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のものに限る。）が牽引しているもの	農耕作業用自動車による牽引に限るものとする
普通自動車を運転できる免許を有する者がセミトレーラ以外の被牽引車で車両総重量2,000キログラム未満のもののみを牽引するため牽引免許の申請があった場合	牽引免許及び牽引第二種免許	キャンピングトレーラその他の車両総重量2,000キログラム未満の被牽引車で、セミトレーラに該当しないもの	セミトレーラ以外の車両総重量2,000キログラム未満のものに限るものとする
規則第24条第11項ただし書（特別の必要がある場合を除く。）に該当する者から免許の申請があった場合	各種免許	「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準の制定について（通達甲）」（令和５年６月16日免許発第117号。以下この表において「実施通達」という。）別表第２に掲げる自動車と同一規格のもので補助ブレーキを有するもの	実施通達の定めるところより運転することができる自動車に限るものとする

別記

第１号様式（２関係）

運転免許技能試験車指定申請書

年　　月　　日

高知県公安委員会　殿

申請者　住所

氏名

技能試験車の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

自動車の種類	
車名	
年式及び型式	
車台番号又は 自動車登録番号	
※受理番号	

備考　※印欄は、記入しないでください。

第２号様式（３、４関係）

高知県公安委員会指定第　　号

運転免許技能試験車指定書

年　　月　　日

高 知 県 公 安 委 員 会　㊞

次の自動車を運転免許技能試験車として指定する。

申請に係る自動車	種類	
	車名	
	年式及び型式	
	車台番号又は自動車登録番号	
申請者	住所	
	氏名	

第３号様式（３、４関係）

運転免許技能試験車指定台帳

指定番号	指定年月日	解除年月日	申請者	備考

第４号様式（４関係）

運転免許技能試験車指定解除申請書

年　　月　　日

高知県公安委員会　殿

申請者　住所
氏名

高知県公安委員会指定第　　号により運転免許技能試験車として指定を受けている自動車について、下記の理由により、指定の解除を申請します。

記

理由	